



佐賀県公文書

16年
平成
4月
7日(水)
第12439号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

次の科目を筆記試験で行います。
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

- 平成十六年度調理師試験の実施
- 基本測量の実施
- 開発行為に関する上場の認定

IV 次 公 号

- 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する平成16年度
調理師試験を次のとおり行います。
- 平成16年4月7日
- 佐賀県知事 古川 康

- 1 試験の日時
平成16年7月15日（木）午後1時から午後4時45分まで
- 2 試験の場所
はぐくれ荘（佐賀市天神二丁目1番36号）
- 3 受験資格
中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に該当する者）で、次に掲げる施設又は営業において2年以上
調理業務に従事したもの
 - (1) 寄宿舎、学校、病院等の施設であつて継続して1回20食以上又は1日50食以上の飲食物を調理して供与するもの
 - (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条に掲げる飲食店営業、魚介類販売業又はそつざい製造業
- 4 試験科目及び方法

- 5 受験願書の配布
平成16年5月6日（木）から各保健所又は佐賀県健康福祉本部健康増進課
(佐賀市城内一丁目1番59号)において配布します。
- 6 受験願書の受付期間
平成16年5月24日（月）から5月28日（金）まで
- 7 受験願書の提出先
県内各保健所

- 8 提出書類
(1) 受験願書（佐賀県調理師法施行細則（昭和34年佐賀県規則第67号）第1号様式）

- (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業証書写し
(3) 調理業務従事証明書（佐賀県調理師法施行細則第2号様式）
(4) 写真（正面脱帽上半身像で6ヶ月以内に撮影した縦5センチメートル横4センチメートルのもの1枚を受験願書の写真欄にはり付けること。）
(5) 受験票（50円切手をはり付けること。）

9 試験手数料

6,100円（佐賀県収入証紙を受験願書にはり付けること。）

- 10 合格発表の日時及び場所

日時 平成16年8月5日（木）午後1時

場所 県庁前の掲示板及び各保健所

11 その他

- (1) 試験の詳細については、各保健所又は佐賀県健康福祉本部健康増進課に問い合わせてください。
- (2) 佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条に基づく

簡易開示制度により、試験結果の科目別得点及び総合得点を、受験者のうち希望する者に、原則として合格発表の日から1か月間、佐賀県健康福祉本部健康増進課において開示します。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成16年4月7日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 基本測量 (1 : 25,000地形図修正測量)
- 2 作業期間 平成16年4月15日から平成17年3月25日まで
- 3 作業地域 佐賀県全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年4月7日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
佐賀郡川副町大字南里字一本松二角304番1及び304番口並びに字一本松一角305番1、305番口、306番1、306番口、307番1及び307番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区上野七丁目14番4号
ダイワロイタル株式会社